

6 今後における労使間の諸問題の解決手段

労使間の諸問題を解決するために今後最も重視する手段をみると、「団体交渉」50.7%（平成29年調査38.4%）が最も高く、次いで「労使協議機関」44.9%（同56.2%）、「苦情処理機関」0.9%（同1.2%）、「争議行為」0.9%（同0.4%）となっている（第12表）。

第12表 労使間の諸問題を解決するために今後最も重視する手段別割合

（単位：％）令和2年

区 分	計 1)	争議行為	団体交渉	労使協議機関	苦情処理機関	その他
計	100.0	0.9	50.7	44.9	0.9	2.0
< 企 業 規 模 >						
5,000 人 以 上	100.0	0.5	39.7	52.5	2.0	4.1
1,000 ～ 4,999 人	100.0	0.1	46.2	51.1	0.5	1.1
500 ～ 999 人	100.0	-	50.9	47.8	1.0	0.3
300 ～ 499 人	100.0	3.3	51.1	45.2	0.2	0.1
100 ～ 299 人	100.0	1.1	54.8	41.3	0.9	1.9
30 ～ 99 人	100.0	1.5	70.6	23.0	0.4	3.4
< 労 働 組 合 の 種 類 >						
単 位 労 働 組 合	100.0	0.9	51.3	44.2	0.9	2.1
単 位 組 織 組 合	100.0	1.8	55.2	40.3	0.5	1.9
支 部 等 の 単 位 扱 組 合	100.0	0.2	48.0	47.4	1.2	2.2
連 合 扱 組 合	100.0	-	47.9	46.2	1.7	3.4
本 部 組 合	100.0	0.4	40.9	56.9	0.4	0.7
平 成 29 年 調 査 計	100.0	0.4	38.4	56.2	1.2	2.8

注：1) 最も重視する手段「不明」を含む。